

岡山市男女共同参画専門委員会答申書

個別の相談事例の中に潜在している 行政に対する市民ニーズについて(平成16年度)

～ 性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く
「住みよいまち、住みたいまち」をめざして ～

平成17年3月

平成17年3月28日

岡山市長
萩原誠司 様

岡山市男女共同参画専門委員会
委員長 正保正



個別の相談事例の中に潜在する行政に対する
市民ニーズについて (答申)

平成16年8月26日、市長から諮問された、個別の相談事例の中に潜在する行政に対する市民ニーズについて、次のとおり答申します。

目 次

| | |
|---|----|
| 答申にあたって | 1 |
| 市の制度・運用の改善に向けて（答申） | 3 |
| 1 配偶者からの暴力（以下「DV」）の被害者に対する保護支援策を迅速かつ的確に実施するための手順等を整理した行動計画を策定されたい。 | |
| 2 市男女共同参画相談支援センターにおける相談者アンケートの実施方法の見直しと、日常的な相談支援業務に関する苦情処理体制の確立を進められたい。 | |
| 3 民間支援団体と行政が協働したDV被害者支援ネットワークを構築するとともに、ファミリーサポート事業との連携を図って市の登録DV被害者サポーターの効果的な活用を進められたい。 | |
| 4 ポータルサイトの開設やパンフレットの作成・活用で市のDV施策等に関する市民への周知を進めるとともに、民生児童委員協議会や愛育委員協議会の広報誌に情報を掲載してもらうことでDV被害の早期発見の機運を醸成されたい。 | |
| 5 DV被害者の市営住宅への優先入居の法的根拠を早急に整備するとともに、目的外使用についても抽選倍率の低い住宅からその導入を検討されたい。 | |
| 6 児童扶養手当の支給にあたり国が示した「遺棄」の認定基準に準じ、DV被害者を「配偶者から遺棄された女子」として解釈して母子福祉資金の貸付を可能とされたい。 | |
| 参考資料 | 17 |

凡 例

- 「さんかく条例」 = 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例
- 「さんかくプラン」 = 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画
- 「さんかく岡山」 = 岡山市男女共同参画社会推進センター

答申にあたって

この答申は、平成14年3月に策定された「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」(さんかくプラン)に基づき、個別・具体的な相談事例に潜在する市民ニーズを市の制度やその運用の改善に反映させようと昨年度に引き続いて行うものです。

本年度は特に、昨年12月2日の改正DV防止法の施行に合わせ、岡山市が全国の市町村に先駆けて配偶者暴力相談支援センターの業務を開始した中での答申ということで、この業務の円滑な定着を願ってより一層力の籠もったものになったと考えています。

答申の取りまとめにあたっては過去5回にわたって調査・審議を重ねてまいりましたが、その過程においては、残念ながら市の内部でのDVに対する認識が必ずしも十分ではないことも認知することとなったものの、個人のプライバシーに十分配慮されつつ示された14の相談事例は、その一つひとつから相談者のお悩みやご苦勞が間近に見るように伝わり、問題の根本的な解決の一助になればと専門委員会の委員全員が真剣に取り組んでまいりました。

市民の声に真摯に耳を傾け、自ら積極的に改善を進めようとする市の姿勢に心から敬意を表しつつ、このような取り組みの更なる拡充と定着を願い、性別にかかわらず市民一人一人の個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の実現に向け、本答申の趣旨が最大限生かされることを切に希望します。

平成17年 3 月

岡山市男女共同参画専門委員会

| | |
|------|--------------|
| 委員長 | 正 保 正 恵 |
| 副委員長 | 的 場 真 介 |
| | 浅 海 智 子 |
| | 大矢野 総 子 |
| | 貝 原 己代子 |
| | クリスファー・クレイトン |
| | 長 安 早智子 |
| | 西 山 隆三郎 |
| | 松 井 圭 三 |
| | 三 垣 日出人 |

**市の制度・運用の改善に向けて
(答申)**

- 1 配偶者からの暴力（以下「DV」）の被害者に対する保護支援策を迅速かつ的確に実施するための手順等を整理した行動計画を策定されたい。

相談事例から明らかになった問題点

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」）が改正され、市町村においても、当該市町村が設置する適切な施設が配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」）としての機能を果たすようにすることが可能となったことを受け、岡山市では同法が施行された昨年12月2日からその業務を開始した。

市町村におけるDVセンターの設置は、国でのDV防止法の見直しに当たって岡山市から要望した経緯があるほか、岡山市ではこれまでに「さんかく条例」に基づく緊急一時保護や自立支援のための保護、市営住宅の優先入居、再生品等の優先的無償提供、DV被害者サポーター養成、条例に基づく住民票等の交付制限、民間企業との連携など積極的にDV施策の充実に取り組んできたが、全国初となる市でのDVセンター設置で、また一步DV施策が前進すると高く評価したい。

こうした中、昨年度と同様に、個人のプライバシーが確保されつつ事務局から示された個別具体的な相談事例からは、改めてDV被害者の多くが住宅、就業、健康保険、年金、同伴する子どもの就学、住民票など、様々な問題を抱えている実態が浮き彫りになった。

D V 被害者がその暴力被害から逃れて、安全安心のうちに自立に向かうためには、あらゆる関係機関が D V に関する正しい認識に立ち、互いに連携しながら迅速かつ的確に支援策を総動員することが求められる。

必要とされる市の制度等の改善

改正 D V 防止法は、国に対しては D V 施策に関する基本方針の策定を、都道府県には D V 施策の実施に関する基本計画の策定を義務づけているが、岡山市においては、全国に先んじた D V 施策が最大限の効果をあげるよう、市の D V センターを中心に関係部局が施策を総動員できるより具体的な行動計画が必要であると考ええる。

- (1) 岡山市においては、市独自の各種 D V 施策を中心に、D V 被害者が相談、保護、自立の各段階で必要とする保護支援策（以下の答申及び附帯意見の内容を含む）の洗い出しと、その保護支援策を迅速かつ的確に実施するための手順等（各保護支援措置を必要とする D V 被害者が否かの判断を含む）を整理して行動計画とされたい。
- (2) また、保護支援措置を必要とする D V 被害者が否かの判断は、市条例に基づく住民票等の交付制限や国の基本方針に基づいて健康保険における被扶養者から外す場合に照らし、被害者の保護や安全確保に関しては裁判所（保護命令の決定）又は警察、D V センターが行い、被害者の自立支援に関しては D V センターが行うこととするのが適当であると考ええる。

2 市男女共同参画相談支援センターにおける相談者アンケートの実施方法の見直しと、日常的な相談支援業務に関する苦情処理体制の確立を進められたい。

相談事例から明らかになった問題点

岡山市男女共同参画相談支援センター（以下「市相談支援センター」）は、平成14年4月の開設以来、性別に起因する人権侵害の専門相談窓口として非常に大きな役割を果たしてきた。市民への周知も進み、平成15年度一年間の相談件数は1500件近くと飛躍的な伸びを示している。

相談員の資質向上にも力を入れ、延べ46回（H15年度）の研修を実施しているが、依然、相談者への情報提供が一般論に止まったり、支援制度に関する理解が必ずしも十分でなかった例が相談事例中に見受けられた。

また、市相談支援センターでは、その相談業務のレベルを客観的に把握しようと、昨年2月から相談を受けた方を対象に相談アンケートを実施しているが、いつ誰にアンケートを依頼するかの判断は相談員に委ねられており、これまでに回収できたアンケートは一般相談で6件、緊急一時保護で3件に止まっている。

【参考】 岡山市男女共同参画相談支援センターにおける相談件数等の推移（件）

| | 総相談件数 | | | 内DV相談 | | | 緊急一時保護 実施件数 |
|-------|-------|-----|------|-------|-----|-----|----------------|
| | 総数 | 面接 | 電話 | 総数 | 面接 | 電話 | |
| H14年度 | 823 | 227 | 596 | 351 | 105 | 246 | 8 |
| H15年度 | 1484 | 356 | 1128 | 532 | 127 | 405 | 7 |

必要とされる市の制度等の改善対策

市相談支援センターは、昨年12月2日からDV防止法に基づくDVセンターとして機能することとなり、これまで以上にその果たすべき役割は増している。

こうした市民ニーズに的確に responding していくためには、常に相談支援業務の質の向上を目指さなければならないが、そのためには、日常的に相談業務のレベルや問題点を客観的に把握、点検できる仕組みを確立し、その結果を踏まえて、必要な研修や相談体制の充実を図ることが重要である。

- (1) そこで、現在のアンケートの実施方法を見直し、原則、面接相談を受けた相談者全員を対象に相談実施毎に協力をお願いし、アンケート用紙に記入していただく方法に加え、DVに関するポータルサイト（11頁を参照）からも回答できるようにし、アンケートの提出先は男女共同参画課が適当であると考えます。
- (2) また、相談支援業務に関して相談者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理することも重要であり、「さんかく条例」第20条に基づく市の制度に関する苦情処理とは別に、「市民の声室」で行っている日常業務に関する苦情処理の方法に倣って男女共同参画課が迅速に対応することが必要である。苦情の申出先は男女共同参画課とし、相談者全員への周知を図られたい。

3 民間支援団体と行政が協働したDV被害者支援ネットワークを構築するとともに、ファミリーサポート事業との連携を図って市の登録DV被害者サポーターの効果的な活用を進められたい。

相談事例から明らかになった問題点

DV被害者への情報提供が単なる一般論に止まることは、問題解決が進まないばかりか、DV被害者自身の自立への意欲を削ぐ結果になりかねない。

また、市の登録DV被害者サポーターや民間シェルターなど市民の間にもDV被害者支援の輪が大きく広がりつつあるが、現時点では十分な活用や連携が図られているとは言い難い。

必要とされる市の制度等の改善

真にDV被害者の問題の解決につながる相談支援を進めるためには、市相談支援センターが各担当部局や民間支援団体と緊密に連携して、各事例ごとにきめ細かな対応を図ることが必要がある。

(1) そこで、市相談支援センターや庁内関係部局を中心に、民間支援団体も含んだ支援ネットワークを構築し、ケーススタディーやケース会議を通じて個別対応能力の向上に努められたい。

また、岡山市では育児の応援をして欲しい方（依頼会員）と応援したい方（提供会員）が育児の相互援助活動を有償ボランティアで行うファミリーサポート事業を実施しており、会員同士の合意により病児の保育も可能である。

(2) ファミリーサポートセンターでは入会研修に加えて、提供会員向けに年5回程度の研修会を実施しているので、DV被害者サポーターが託児支援を行う場合には、同時にファミリーサポートの提供会員に登録して託児支援に必要な研修を受けていただくことで、DV被害者が安心して子どもを預けられる体制をつくらたい。

(3) 市登録DV被害者サポーターによる託児支援は無償ボランティアであり、DV被害者の自立支援に大いに役立つものとする。

4 ポータルサイトの開設やパンフレットの作成・活用で市のDV施策等に関する市民への周知を進めるとともに、民生児童委員協議会や愛育委員協議会の広報誌に情報を掲載してもらうことでDV被害の早期発見の機運を醸成されたい。

相談事例から明らかになった問題点

「DVは社会問題」との認識が浸透する中、まだまだ十分とは言えないまでも、近年、DV施策の充実は日進月歩で進みつつある。

岡山市では、こうした情報について、市の広報紙「市民のひろば おかやま」や市の男女共同参画の情報誌「デュオ」などを積極的に活用して広報を行っているが、市民への周知は意外と進んでいないのが現状である。

全ての世帯に広報できるという意味で市広報紙は非常に効果的であるが、平成15年度には男女共同参画に関する普及啓発に延べ約7.3頁分の紙面を使用しており、更に多くの紙面を割くことは困難な状況にある。

必要とされる市の制度等の改善

近年、インターネットが各家庭にも急速に普及しつつあることを受け、岡山市では「子育て」や「住まい」などに関するポータルサイトを開設して、積極的な情報提供に取り組んでいる。

(1) そこで、岡山市のDV施策に関するポータルサイトを開設して、インターネットでDV被害者が相談、保護、自立の各段階で必要となる保護支援策について報情報提供を行われたい。

また、必ずしも全ての市民がインターネットの利用環境を持っているわけではないこと、インターネットでは情報の受け手側で情報の取捨選択が行われ、行政から市民にお知らせしたい情報が必ずしも市民に届かない場合もあることも踏まえる必要がある。

(2) そこで、岡山市独自のDV施策を中心に、DV被害者が相談、保護、自立の各段階で必要となる保護支援策にかかわる情報をまとめたパンフレットを作成されたい。

(3) さらに、作成したパンフレットがより多くの市民の目に触れるようにするためには、地域の協力を求めて町内会でパンフレットを回覧するなどの工夫も必要である。

加えて、民生委員・児童委員や愛育委員は、地域における福祉や健康の増進に非常に重要な役割を担っている。

(4) そこで、民生児童委員協議会や愛育委員協議会の協力を仰いで、それぞれの協議会が発行する広報誌にDVに関する情報を掲載してもらい、DV被害の早期発見（配偶者暴力相談支援センター等への通報）の機運を醸成されたい。

5 DV被害者の市営住宅への優先入居の法的根拠を早急に整備するとともに、目的外使用についても抽選倍率の低い住宅からその導入を検討されたい。

相談事例から明らかになった問題点

平成16年3月、国土交通省から、DV被害者の公営住宅への優先入居や目的外使用が可能であること及びその運用基準が示されたが、岡山市では、平成14年度から、運用上、DV防止法の保護命令の決定を受けているDV被害者の抽選倍率を優遇する優先入居（優先抽選）を行うこととしてきた。

国に先んじた取組の姿勢は高く評価したいが、この度の本専門委員会での審議の過程で、必ずしもその運用が定着していないことが明らかとなった。

また、優先抽選の対象者は市営住宅入居申込者全体の約半数を占めており、抽選倍率が優遇される方についても狭き門であることに変わりはない。

【参考】 岡山市における市営住宅の申込状況

| | 募集戸数(戸) | 申込総数(人) | 内 優遇対象 | |
|-------|---------|---------|--------|-------|
| | | | 人数(人) | 割合(%) |
| H14年度 | 152 | 2,084 | 999 | 47.9 |
| H15年度 | 135 | 1,641 | 812 | 49.5 |
| H16年度 | 159 | 1,817 | 893 | 49.1 |

必要とされる市の制度等の改善

- (1) DV被害者の市営住宅への優先入居については、「岡山市営住宅条例施行規則」を改正するなどして早急にその適用根拠を明確にし、目的外使用に関しても抽選倍率が低い市営住宅からその導入を検討されたい。

しかしながら、抽選倍率の低い市営住宅は、比較的竣工年度が古く、浴槽・ボイラー等の設備がない。さらに、前居住者が自前で設置した設備も退去時には撤去することとなっている。

- (2) そこで、目的外使用の検討に際しては、不要となった設備で使用可能なものについては、市の東部リユースプラザや民間のストックハウスで引き取って再利用することも併せて検討されたい。

6 児童扶養手当の支給にあたり国が示した「遺棄」の認定基準に準じ、DV被害者を「配偶者から遺棄された女子」として解釈して母子福祉資金の貸付を可能とされたい。

相談事例から明らかになった問題点

DV被害者は経済力を持たないか、仮に持っていたとしても非常に脆弱であるケースが多く、そうした被害者が自立する際には、その扶養する児童の修学資金や自らの就職に必要な知識技能を修得するための資金等に利用できる母子福祉資金貸付金は非常に心強い。

しかしながら、その根拠法である「母子及び寡婦福祉法」における「配偶者のない女子」の定義では、DVから逃れて家を出たが法的には婚姻関係が継続しているような者は想定されておらず、貸付を受ける際の障害になっている。

必要とされる市の制度等の改善

市担当課からは、上記のような者を「配偶者から遺棄されている女子」と解釈して貸付することも可能であるとの説明があったが、実際にそのような運用を行うには、どのような場合を「遺棄されている」とするのかを明らかにしなければならない。

こうした中、児童扶養手当では、国が「遺棄」の認定基準を示して「父が引き続き一年以上遺棄している児童」に対して手当を支給している。

- (1) そこで、この基準に準じて、DV被害者を「配偶者から遺棄された女子」として解釈して母子福祉資金の貸付を可能とされたい。
- (2) ただし、母子福祉資金は、貸付金としての性格上当然住所要件や保証人が必要となる一方、遺棄されている期間（児扶では一年）については特段の定めがないことに特に配慮が必要である。

参 考 資 料

| | |
|--|------|
| 諮問書（写） | P 19 |
| 岡山市における性別に起因する人権侵害に関する相談事例を 反映した市の制度・運用の改善についての論点整理 | P 21 |
| 岡山市男女共同参画専門委員会での検討経過 | P 25 |
| （岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 「さんかくプラン」から） 苦情や相談を通じて市政を見直す | P 26 |

(写)

諮 問 書

岡男女第 242 号
平成16年8月26日

岡山市男女共同参画専門委員会
委員長 正保正恵様

岡山市長 萩原誠司

個別の相談事例の中に潜在している行政に対する
市民ニーズについて（諮問）

個別の相談事例の中に潜在している行政に対する市民ニーズについて、貴会のご意見を伺います。

岡山市における性別に起因する人権侵害に関する相談事例を反映した市の制度・運用の改善についての論点整理

| 相談事例 | | | | 相談解決の妨げとなっている要因等 | | | 市の制度・運用の改善についての委員の意見 = 主な意見 = その他の意見 = 参考意見 |
|--------|-----------|--|------|---|--|------------|---|
| 分野1 | 分野2 | 相談内容 | 事例記号 | 法令に起因するもの | 条例に起因するもの | その他に起因するもの | |
| 国民健康保険 | 加入資格 | 夫の社会保険の喪失届がないと国民健康保険に加入できない。 | A | <p>〔国民健康保険法(抜粋)〕 第5条(被保険者) 市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。 第6条(適用除外) 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者としなない。 一 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。 二 船員保険法の規定による被保険者 三 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 三の二 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 四 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。 五～七 (省略) 第7条(資格取得の時期) 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有するに至つた日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。</p> | <p>〔参考1〕 〔国民健康保険法施行規則(抜粋)〕 第6条(被保険者証及び被保険者資格証明書の交付) 市町村は、世帯主に対し、その世帯に属する退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者に係る様式第一号による被保険者証並びにその世帯に属する退職被保険者に係る様式第一号の二による被保険者証及びその被扶養者に係る様式第一号の二の二による被保険者証を交付しなければならない。この場合において様式第一号又は様式第一号の2若しくは様式第一号の2の2による被保険者証は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。 2 (省略) 附則(平14.9.5)第4条〔国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置〕 第3条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式による国民健康保険被保険者証は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。</p> | | <p>被保険者の範囲は国民健康保険法に規定されているので、市では改善が難しいのではないかと。 国民健康保険は市の制度なので、市の条例を改正すればよい。 現在被保険者証は世帯単位に交付されているが、今後は被保険者ごとに交付されることになるので、利便性は向上する。 以前にDV被害者の住所の確認ができれば手続をしてもらえた例があった。</p> |
| | サンフラワー基金 | 離婚調停に行く交通費に当てるためにサンフラワー基金から自立支援金をもらった。 | A | | <p>〔参考2〕 〔サンフラワー基金規約(抜粋)〕 第1条(名称) 本会は、サンフラワー基金(以下「基金」という。)と称し、非営利、非政治のボランティア組織とする。 第2条(目的) 基金は、岡山市の行うドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)施策を補完し、又はこれに協力し、DV被害者を経済的に援助することによって、DV被害者の自立を支援・促進することを目的とする。 第3条(活動) 基金は、前条の目的に賛同する団体又は個人に広く寄附を募り、寄附金及びその利息をDV被害者の経済的援助に充てる。 〔DV被害者自立支援金支給事業実施要綱(抜粋)〕 第1条(目的) 配偶者からの暴力(以下「DV」という。)の被害者に対し、その自立に必要な資金(以下「自立支援金」という。)を支給することにより、DV被害者の自立を促進することを目的とする。 第2条(実施主体) 実施主体は、サンフラワー基金とする。 第3条(支給対象者) 自立支援金は、岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例(以下「条例」という。)第21条の規定に基づき設置された男女共同参画相談支援センターにおいて相談を受けている者又は条例第23条の規定による緊急一時保護を受けている者であつて、男女共同参画相談支援センターの所長(以下「相談支援センター長」という。)が次の各号のいずれにも該当すると認める者に対して支給するものとする。 (1) DVの被害者であること (2) 自立のために自立支援金の支給を必要とする者であること 第4条(支給限度額等) 自立支援金は、DV被害者一人当たり30,000円を限度に支給するものとする。 2 自立支援金の支給は、同一のDV被害につき1回を限度とする。</p> | | <p>サンフラワー基金は民間の基金で、財源の問題もあるので、過度な要望は難しい。 離婚調停や裁判を抱えているDV被害者には、自立支援金とは別の支援金を支給できないか。 サンフラワー基金の利用については、他の相談機関では理解が少ないと思われる。周知促進が必要。</p> |
| 自立資金等 | 母子・寡婦福祉資金 | 離婚が成立していないので、母子福祉資金貸付金の対象にならない。 | B | <p>〔母子及び寡婦福祉法(抜粋)〕 第6条(定義) この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者(…事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。…)と死別した女子であつて、現に婚姻(…事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。…)をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。 一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの 二 配偶者の生死が明らかでない女子 三 配偶者から遺棄されている女子 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つている女子 六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの 2～6 (省略) 第13条(母子福祉資金の貸付け) 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金 二 配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金 三 配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金 四 (省略) 2～3 (省略)</p> | | | <p>離婚が成立していなくても、「配偶者から遺棄されている女子」も対象となる。この場合の「遺棄」の認定についても、児童扶養手当の支給に係る「遺棄」の認定の場合と同様に、同居、扶養等の事実関係を総合的に勘案して判断することが求められる。</p> |

岡山市における性別に起因する人権侵害に関する相談事例を反映した
市の制度・運用の改善についての論点整理

参考資料

(平成16年度第4回男女共同参画専門委員会資料)

| 相談事例 | | | | 相談解決の妨げとなっている要因等 | | | 市の制度・運用の改善についての委員の意見 = 主な意見 = その他の意見 = 参考意見 |
|------|------|--|------|--|--|--|---|
| 分野1 | 分野2 | 相談内容 | 事例記号 | 法令に起因するもの | 条例に起因するもの | その他に起因するもの | |
| 就職 | 職業訓練 | 職業安定所から、(一般的には)公的な職業訓練は雇用保険受給者が優先され、受講は困難であると言われた。 また、(一般的には)公的機関が実施する技能修得講座は希望者が多く、民間の資格取得講座は費用負担が大きい。 | B | (参考3) 【職業安定法(抜粋)】 第19条(共職業訓練のあつせん) 公共職業安定所は、求職者に対し、公共職業能力開発施設を行う職業訓練(職業能力開発総合大学の行うものを含む。)を受けることについてあつせんを行うものとする。 第33条の4(地方公共団体の行う無料職業紹介事業) 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。 2 (省略) | | (参考4) 【県内の公共職業能力開発施設】 岡山職業能力開発促進センター「ポリテクセンター岡山」(岡山市市中/独立行政法人雇用・能力開発機構)、中国職業能力開発大学校(倉敷市玉島/独立行政法人雇用・能力開発機構)、岡山県立高等技術専門学校(瀬戸町・倉敷市新田・津山市川崎・美作町) 【公共職業能力開発施設入所】 対象 求職者、在職者 受付 住所管轄の公共職業(雇用保険基本手当で受給資格者は、公共職業安定所の受講指示要) 講料 無料(教科書代等は自費負担) | 公共の職業訓練所では、必ずしも雇用保険受給者でなくても受講が可能である。 DV被害者が直ぐに職業訓練を行うのは難しい。公民館や市民ボランティアの講座から段階的に行くべきである。 |
| | 就職紹介 | 職業安定所から、(一般的には)住み込みで働けるところは少なく、高齢者は断られると言われた。 | E | | | | 相談事例Bについても言えるが、一般論を相談者に伝えても全く意味がない。個別具体的な対応が必要。DV被害者サポーターの協力を得て、DV被害者に対して就職情報を提供してはどうか。 |
| 子ども | 病児保育 | 子どもが病気になったとき、預かってもらえるところがない。 | C | | (参考7) 【DV被害者サポーター等による支援活動】 支援活動の位置付け 無償ボランティア(但し、支援活動中の事故等に備えて、県市でボランティア保険に加入) 支援提供者 【DV被害者サポーター】岡山県及び岡山市が共同で実施したDV被害者サポーター養成講座の全課程修了者で、直接支援も行う者として県市に登録した者(39人) 【DV被害者支援協力者】前記養成講座の基礎講座修了者で、間接支援のみを行う者として県市に登録した者(23人) H16.8.1現在 支援内容 【直接支援】同行、手続代行、紹介、家事支援、運搬補助、メンタルフレンドなど 【間接支援】就職、住宅情報の提供、生活用品の提供など 支援コーディネーター 市男女共同参画相談支援センターがDV被害者のニーズ等を把握し、マッチングを図ったサポーター等に対して支援活動を依頼する。 | (参考5) 【岡山市乳幼児健康支援一時預かり制度】 対象 市内に住み、病気の回復期にある児童で、保護者の勤務の都合など社会的にやむを得ない事情によって、家庭で育児ができない児童(小学校低学年児童を含む) 実施施設 市内5カ所の医院 登録・申込み 事前登録が必要で利用毎に申込み。(緊急の場合は事後手続も可) 利用料 2,500円/人・日(生活保護世帯、非課税世帯は免除) | 市に登録しているDV被害者サポーターの協力を得てはどうか。 緊急な対応も可能で、費用も比較的定額である。DV被害者へのより一層の情報提供が必要。 何でも気軽に話し合えるDV被害者サポーターが必要である。現在の一人一回のサポートでは真のサポートはできない。 |
| | 学童保育 | 年度途中の転校だったため空きがなく、学童保育に入れなかった。 | C | | (参考6-2) 【放課後児童クラブの設置状況】 平成14年4月1日 64.2%(81学区中52学区、53クラブ) 平成15年4月1日 70.4%(81学区中57学区、60クラブ) 平成16年4月1日 74.1%(81学区中60学区、63クラブ) 「さんかくプラン」行政評価の目標値 平成18年4月1日 81.5% | (参考6-1) 【運営委員会方式による児童クラブの標準基準(抜粋)】 5 児童定数 (1)1クラブ当たりの児童数は、最低10人以上とする。 (2)児童定数は、各クラブにおいて設置面積に応じて定める。 6 入会の基準 (1)児童クラブに入会できるのは、昼間仕事などで家庭に保護者のいない小学校低学年児童(1~3年生)で、原則として当該小学校に通学し、当該小学校区に居住する児童とする。 (2)児童クラブに定員の余裕がある場合は、運営委員会は上記以外の児童を入会させることができる。 7 入会の決定 (1)運営委員会は、入会決定するにあたり、ひとり親家庭の児童を優先することとする。 (2)運営委員会は、共同生活を送るのに支障がないと判断した場合、障害のある児童の入会を決定することができる。 (3)運営委員会は、申込みの受付業務などについて公平に取り扱わなければならない。また、入会の申請にあたって虚偽や不正行為があった場合、入会を取り消すことができる。 (4)運営委員会は、児童を募集するにあたって、入会基準・優先順位・保護者負担額等を明記した文書により、広く周知することとする。 | 放課後児童クラブは公設民営なので、児童の受け入れについては、地元の運営委員会の判断による。 市に登録しているDV被害者サポーターの協力を得てはどうか。 DV被害者の子どものみでなく、充実が望まれる。 |

岡山市における性別に起因する人権侵害に関する相談事例を反映した
市の制度・運用の改善についての論点整理

参考資料

(平成16年度第4回男女共同参画専門委員会資料)

| 相談事例 | | | | 相談解決の妨げとなっている要因等 | | | 市の制度・運用の改善についての委員の意見 = 主な意見 = その他の意見 = 参考意見 |
|------|----------|---|------|---|---|--|---|
| 分野1 | 分野2 | 相談内容 | 事例記号 | 法令に起因するもの | 条例に起因するもの | その他に起因するもの | |
| 安全確保 | 住民票の交付制限 | 夫の探索が怖くて住民票をそのままにしているが、市営住宅に入居したら住民票の異動が必要。 | C | <p>〔住民基本台帳法(抜粋)〕 第11条(住民基本台帳の一部の写しの閲覧) 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第7条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(…省略…)に係る部分の写し(…省略…)以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)の閲覧を請求することができる。 2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。 3 市町村長は、第1項の請求が不当な目的によることが明らかとなるとき又は住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。 第12条(住民票の写し等の交付) 住民基本台帳に記載されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し(…省略…)又は住民票に記載をした事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。 2 何人でも、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者であつて当該市町村が備える住民基本台帳に記載されているものに係る住民票の写しで第7条第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。 3 前二項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。 4 (省略) 5 市町村長は、第1項又は第2項の請求が不当な目的によることが明らかとなるときは、これを拒むことができる。 6 (省略)</p> | <p>〔参考8〕 〔住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(抜粋)〕 第3条(請求事由等を明らかにすることを要しない場合) 法第11条第2項及び法第12条第3項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等)市町村長が法第11条第3項又は法第12条第5項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合を除く。)とする。 一 住民票に記載されている者(…省略…)又はその者と同一の世帯に属する者が第1条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合 二～四 (省略)</p> | <p>〔岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援のための住民基本台帳事務の取扱いに関する条例の概要〕 〔支援の必要性の認定〕 支援の申出人がドメスティック・バイオレンス又はストーカー行為の被害者であつて、更なる被害を受けるおそれがあり、かつ加害者が当該申出人の住所を探索する目的で住民基本台帳の閲覧等を行う恐れがあると認められるかどうかについて、警察、裁判所等の意見を聞いて事実を確認する。 〔支援措置の内容〕 (1) 加害者から支援対象者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求があった場合 法第11条第3項又は第12条5項の規定により請求を拒否する。ただし、請求理由を審査した結果、必要不可欠であり、かつ代替手段がないと認められるときは、適当と認められる方法により請求に応じることができる。 (2) 支援対象者本人から請求があった場合 申出の際にあらかじめ取り決めた方法により、本人確認を行ったうえで請求に応じる。 (3) 加害者及び支援対象者以外の者から請求があった場合 法第11条第3項又は第12条5項の規定により請求を拒否する。ただし、請求者自身の確認を行うとともに、請求事由を明らかにする資料等に基づき審査を行い、正当な理由があると認められるときは、請求に応じる。 〔支援措置の期間〕 1年(期間延長可) 〔施行日〕 平成16年10月1日</p> | <p>DV被害者については、住民票や戸籍の附票の交付制限は可能である。特に岡山市では条例を制定して対応することとなった。 住民票の交付制限について、市民への周知促進が必要である。</p> |
| | | | | 市営住宅 | 住宅 | 市営住宅 | <p>〔参考9-1〕 〔平成16年3月31日付け国住総第191号 住民局長通知(抜粋)〕 「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」(第1)(…略…) 第1 公営住宅への入居の取扱いについて 一 DV被害者については、その住宅の困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことが可能であること。 二 優先入居を認められるDV被害者は、下記のいずれかに該当すること。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV法」という。)第10条の規定に基づき、保護命令中の配偶者からの暴力を受けた被害者 婦人相談所において、配偶者からの暴力を理由として一時保護(DV法第3条第2項第3号の規定による一時保護をいう。以下同じ。)をした又はしている者(一時保護委託を含む)、配偶者からの暴力を入所理由とした婦人保護施設及び母子生活支援施設の退所者及び入所者 三 事業主体は、上記二のDV被害者に係る公営住宅の入居資格のうち収入の額の認定に当たっては、当該DV被害者の今後の婚姻関係の継続の見通し等について十分考慮し、離婚の届出をしていないが、当該DV被害者に離婚の意思があることを確認したときは、当該婚姻関係が解消されたものとみなして取り扱っても差し支えないこと。 四 事業主体においては、DV被害者の置かれている状況にかんがみ、公営住宅への入居が決定されたDV被害者については、保証人の連署を必要としないことも含めて可能な限り弾力的に運用するよう配慮するものとする。</p> |
| | 養護老人ホーム | 養護老人ホームは月1回の入所判定委員会の審査を待たないと入所できない。 | E | <p>〔老人福祉法(抜粋)〕 第11条(老人ホームへの入所等) 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。 一 65歳以上の者であつて、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。 二 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。 三 65歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。 2 (省略)</p> | <p>〔岡山市養護老人ホーム条例(抜粋)〕 第1条(設置) 老人の心身の健康の保持及び生活の安定を図り、もつて老人の福祉を増進するため、老人福祉法以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき養護老人ホームを設置する。 2 養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 位置 岡山市友楽園 岡山市平井四丁目13番33号 岡山市会陽の里 岡山市久保205番地の1 岡山市松風園 岡山市高松1006番地 第2条(入所者の資格) 養護老人ホームに入所することができる者は、法第11条第1項第1号の規定に該当する者で次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、同号の規定による入所の委託(以下「入所の委託」という。)を受けたとき又は市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 本市に住所を有していること。 (2) 伝染性疾患を有しないこと。 (3) 悪質な疾病等により、他の入所者に悪影響を及ぼすおそれのないこと。</p> | <p>養護老人ホームへの入所は措置入所であるので、緊急な場合でも対応できるのではないかと。 高齢者の場合、特に住まいの問題が大きい。</p> | |

岡山市における性別に起因する人権侵害に関する相談事例を反映した
市の制度・運用の改善についての論点整理

参考資料

(平成16年度第4回男女共同参画専門委員会資料)

| 相談事例 | | | | 相談解決の妨げとなっている要因等 | | | 市の制度・運用の改善についての委員の意見 = 主な意見 = その他の意見 = 参考意見 |
|-----------|---------|---|------|---|-----------|--|--|
| 分野1 | 分野2 | 相談内容 | 事例記号 | 法令に起因するもの | 条例に起因するもの | その他に起因するもの | |
| 離婚調停・離婚裁判 | 個人情報の開示 | 調停に必要な夫の年金額を社会保険事務所に開示してもらえない。市の特別相談でも、裁判になっても個人情報の開示は難しいと言われた。 | D | <p>【家事審判規則(抜粋)】 第8条 家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に囑託し、又は銀行、信託会社、関係人の雇主その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。 第9条 家庭裁判所又は調停委員会がする囑託の手続は、裁判所書記官がする。</p> <p>【弁護士法(抜粋)】 第23条(秘密保持の権利及び義務) 弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。 第23条の2(報告の請求) 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。 2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。</p> | | <p>【岡山市情報公開条例(抜粋)】 第5条(公文書の開示義務) 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) 個人に関する情報(括弧内省略)で特定の個人を識別することができるもの(括弧内省略)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分 (2)～(5) (省略) 第7条(公益上の理由による裁量的開示) 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(第5条第5号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。</p> | <p>裁判所や弁護士などは、もとより法に基づいて必要な情報の報告を求めることができる。</p> <p>市に登録しているDV被害者サポーターも「離婚・裁判」の知識を持ったサポートが必要。</p> |
| 相談業務 | 一時保護 | 市相談支援センターから女性相談所へつなごうとしたが、女性相談所では被害者の親戚宅へつなぐこととした。 | E | | | <p>(参考10) 【市相談支援センターから女性相談所へ一時保護への接続件数】 (平成14年度)13件 (平成15年度)10件 (平成16年度)1件(9月末現在)</p> | <p>どのような場合に市相談支援センターから一時保護へつなぐかについて、女性相談所と協議することが必要。</p> <p>多様な選択肢が用意され、柔軟な対応が必要。</p> |

岡山市男女共同参画専門委員会での検討経過

| 開催日 | 会議の内容等 | |
|----------------|--------------|---|
| 平成16年 8月26日 | H16年度 第3回 | 個別の相談事例の中に潜在している行政に対する市民ニーズについて * 諮問 |
| 10月 4日 | H16年度 第4回 | 個別の相談事例の中に潜在している行政に対する市民ニーズについて * 論点整理 |
| 12月 3日 | H16年度 第5回 | 個別の相談事例の中に潜在している行政に対する市民ニーズについて * 参考人からの意見聴取 |
| 平成17年 2月 4日 | H16年度 第6回 | 個別の相談事例の中に潜在している行政に対する市民ニーズについて * 答申案に関する協議 |
| 3月28日 | H16年度 第7回 | 個別の相談事例の中に潜在している行政に対する市民ニーズについて * 答申内容の決定 |
| | ----- | 岡山市長へ答申書を提出 |

参考資料

(岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画「さんかくプラン」から)

苦情や相談を通じて市政を見直す

1 「さんかく条例」に基づく苦情処理

市民及び事業者は、市が実施する施策であって男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関して苦情があるときは、「さんかく条例」の規定に基づき、一定の手続により、その苦情を市へ申し出ることができます。

この苦情の申出があった場合は、民意を反映した的確かつ効果的な苦情の解決に向け、男女共同参画専門委員会からの答申を踏まえて、市の制度や運営の改善を図ります。(図 -1を参照)

2 個別の相談も市政の改善につなげます

(1) 男女共同参画相談支援センター

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど、性別による人権侵害に関する相談に応じ、情報その他の支援を行うため、平成14年4月に、男女共同参画相談支援センターを「さんかく岡山」内に開設します。

この相談支援センターは、市の福祉事務所等の女性相談員と密接に連携して、単にその場限りの相談で終わったり、相談窓口によって対応が異なったりすることのないよう、総合的な相談・支援体制をつくります。

(2) 個別の相談の中に潜む市民ニーズ

男女共同参画相談支援センターや女性相談員は、個別・具体的な相談に対し、現状の制度の中で最善の解決を図りますが、その根本的な解決のためには、相談事例の中に潜在している行政に対する市民ニーズの掘り起こしが必要です。

そこで、個別・具体的な相談事例の中からの的確に市民ニーズを把握するため、苦情の処理と同様に、男女共同参画専門委員会への諮問・答申を経て、市の制度や運営の改善に反映させるしくみをつくります。

(図 -2を参照)

図 -1 「さんかく条例」に基づく
苦情処理のプロセス

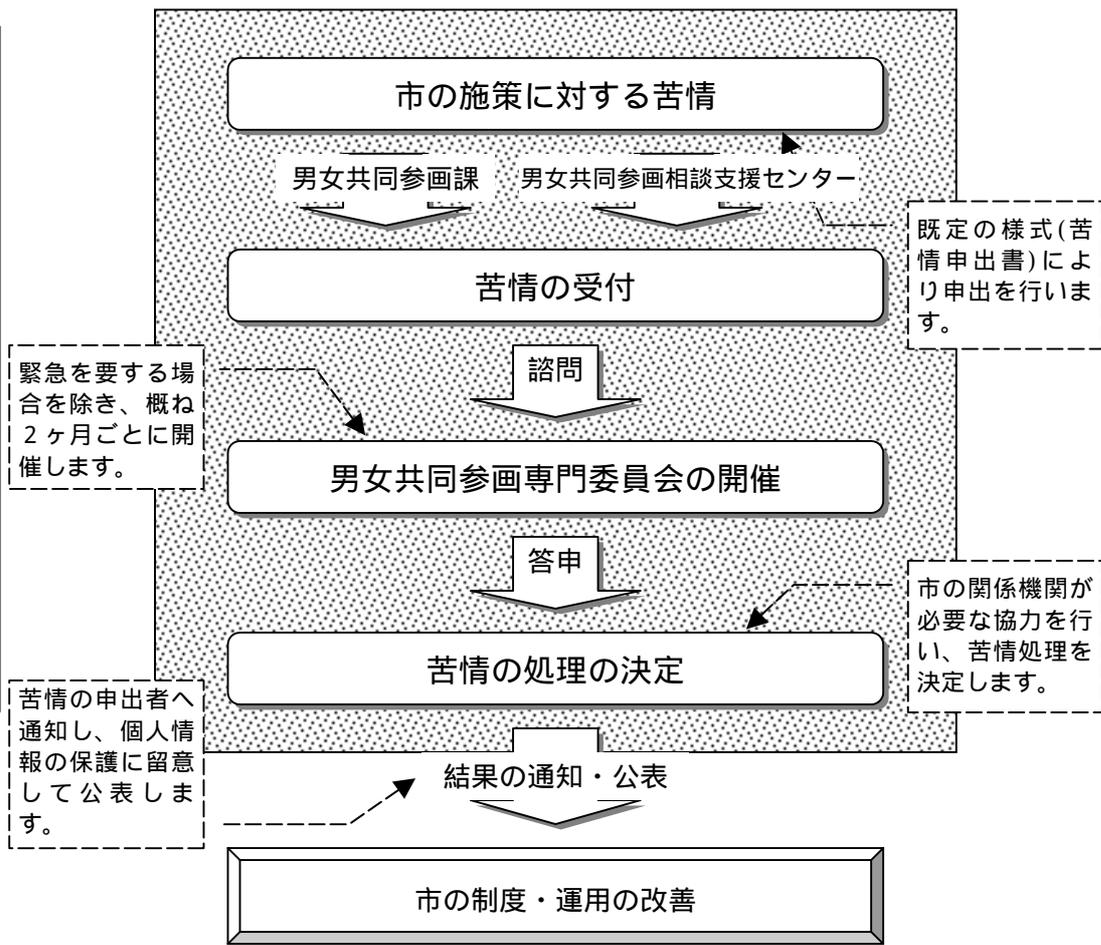


図 -2 個別の相談を市政に
つなげるプロセス

